



国海査第35号
平成21年4月23日

(社)日本船舶品質管理協会
常務理事 武山 誠一 殿

海事局検査測度課長
森 雅



船舶検査の方法の一部改正について

時下、益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

日頃から船舶安全行政に対し、ご理解を賜りありがとうございます。

さて、今般、別紙のとおり、船舶検査の方法の一部を改正しましたのでお知らせいたします。



検査の方法の改正について

1. 経緯

近年、我が国近海において、水中翼型超高速船が流木等と衝突する事故が相次いだことから、「超高速船に関する安全対策検討委員会」が設置され、衝突した場合の被害を低減するための対策として、椅子席用シートベルトの要件の検討が行われた。

今般、上記検討結果が取りまとめられたことを受けて、船舶設備規程が改正されたことから、同設備規程に対応するため、船舶検査の方法を一部改正することとする。

また、同検査の方法附属書F 整備基準、附属書G 経年劣化する設備の検査の方法を明確にする等所要の改正も併せて行うこととする。

2. 実施時期

椅子席用シートベルトの検査については、船舶設備規程の一部を改正する省令が施行（平成21年4月27日公布・施行予定）された日以降の定期的検査時期から実施することとする。

○ 船舶検査の方法の一部を改正する案新旧対照表

(下線の部分は改正部分)

改正案	現行
<p>B編 一般の船舶及びこれに備える物件に係る検査</p> <p>第1章 第1回定期検査等</p> <p>1.2 設計の検査 (略)</p> <p>1.2.4 塗装システムの検査</p> <p>一1. 施行規則心得32.1(a)(1)(xiv)の強度告示心得附属書[2]「海水バラスト専用タンク及びバルクキヤリアの二重船側部の防しよく塗装に関する性能基準」(以下、この章において「附属書[2]」という。)の「5 塗装システムの承認」に係る適合書又は型式承認証書については、次に掲げる(1)又は(2)に該当することを確認すること。</p> <p>なお、上記の規定に関わらず平成21年9月30日までに社団法人日本船舶品質管理協会製品安全評価センター又は MARINTEK(The Norwegian Marine Technology Research Institute)が発給した適合書については、なお有効なものとする。</p> <p>(1) 船舶安全法第8条に定める船級協会が発給した型式承認証書</p> <p>(2) 塗装システムの承認に係る適合書を発給する第三者機関として認定するための要件等を定める規則により認定された機関が発給した適合書</p> <p>1.7 一般設備 (略)</p> <p>1.7.2 居住、衛生及び脱出設備</p> <p>-1. 旅客室及び旅客に関する設備 (1)～(3) (略)</p> <p>(4) 水中翼船及び高速旅客船の椅子席にあっては、シートベルト取付の確認を行う。(設備規程第98条参照)</p> <p>第2章 定期的検査等</p> <p>2.1 通則 (略)</p>	<p>B編 一般の船舶及びこれに備える物件に係る検査</p> <p>第1章 第1回定期検査等</p> <p>1.2 設計の検査 (略)</p> <p>1.2.4 塗装システムの検査</p> <p>一1. 施行規則心得32.1(a)(1)(xiv)の強度告示心得附属書[2]「海水バラスト専用タンク及びバルクキヤリアの二重船側部の防しよく塗装に関する性能基準」(以下、この章において「附属書[2]」という。)の「5 塗装システムの承認」に係る適合書又は型式承認証書については、次に掲げる(1)～(3)に該当することを確認すること。</p> <p>(1) 社団法人日本船舶品質管理協会製品安全評価センター又は MARINTEK(The Norwegian Marine Technology Research Institute)が発給した適合書</p> <p>(2) 財団法人日本海事協会が発給した型式承認証書</p> <p>(3) 別に定める第三者機関の要件に該当する機関として認定した機関が発給した適合書</p> <p>1.7 一般設備 (略)</p> <p>1.7.2 居住、衛生及び脱出設備</p> <p>-1. 旅客室及び旅客に関する設備 (1)～(3) (略)</p> <p>第2章 定期的検査等</p> <p>2.1 通則 (略)</p>

2.6 一般設備

検査項目	定期	1中	2中	3中
2.6.1 居住、衛生及び脱出設備 -1.~3. (略) -4. 水中翼船及び高速旅客船の椅子席にあつては、シートベルト取付の確認及び同ベルト表面に傷及び亀裂等の異常がないことを確かめる。	○	○	○	

附属書F 整備基準等

- 5. 降下式乗込装置
- 5.2.2 サービス・ステーション等で行う点検(略)
 - 3. 気室漏えい試験
気室漏えい試験については、投下展張試験を行った乗込装置について行う。なお、残りの乗込装置についても外観点検の結果、気室の修理を行ったもの、その他気室漏えいの疑いのあるものは漏えい試験を行うこと。
なお、製造後8年以上を経過したもの、もしくは、劣化等により特に必要と認められるものについては、耐圧試験(40kPa)の圧力を加えて10分間放置するものとし、破裂、接合部のはがれ等異常のないことを確かめる。
また、気室漏えい試験は、内圧が初圧の95%以下又は、補修箇所が多いものについては不合格とし、検査測度課長に当該乗込装置の型式、その製造者、製造年月日、製造番号、乗込装置の搭載位置、当該乗込装置の投下展張回数、整備責任者を報告すること。

附属書G 経年劣化する設備の検査の方法

- 4. 膨脹式救命いかだ等容易に開放できないものの艦装品(整備事業場による取替)
 - (a) 有効期限が6ヶ月未満は新替えすること。
 - (b) 6ヶ月以上残っているものについては、今回新替えするか、有効期限が切れた時点で新替えするか、船主が判断し、今回新替えしない場合は、検査手帳に有効期限が切れるまでに新替えし、船舶検査手帳の保守の記録に記載す

2.6 一般設備

検査項目	定期	1中	2中	3中
2.6.1 居住、衛生及び脱出設備 -1.~3. (略)				

附属書F 整備基準等

- 5. 降下式乗込装置
- 5.2.2 サービス・ステーション等で行う点検(略)
 - 3. 気室漏えい試験
気室漏えい試験については、投下展張試験を行った乗込装置について行う。なお、残りの乗込装置についても外観点検の結果、気室の修理を行ったもの、その他気室漏えいの疑いのあるものは漏えい試験を行うこと。
なお、製造後8年以上を経過したもの、もしくは、劣化等により特に必要と認められるものについては、耐圧試験(40kPa)の圧力を加えて10分間放置し、異常のないことを確かめる。)を行ってから漏えい試験を行うものとし、この場合、内圧が初圧の95%以下又は、補修箇所が多いものについては不合格とし、検査測度課長に当該乗込装置の型式、その製造者、製造年月日、製造番号、その乗込装置を搭載していた船の船名、乗込装置の搭載位置、当該乗込装置の投下展張回数、整備責任者を報告すること。

附属書G 経年劣化する設備の検査の方法

- 4. 膨脹式救命いかだ等容易に開放できないものの艦装品(整備事業場による取替)
 - (a) 有効期限が6ヶ月未満は新替えすること。
 - (b) 6ヶ月以上残っているものについては、次回検査基準日(検査ウインド)までに有効期限が切れるものは、今回新替えするか、有効期限が切れた時点で新替えするか、船主が判断し、今回新替えしない場合は、検査手帳に有効期限が切れる

ることを指示する。

ー5. イーパワー、レーダートランスポンダーの電池(サービステーションによる取替)

(a) 有効期限が6ヶ月未満は新替えすること。

(b) 6ヶ月以上残っているものについては、今回新替えするか、有効期限が切れた時点で新替えするか、船主が判断し、今回新替えしない場合は、検査手帳に有効期限が切れるまでに新替えし、船舶検査手帳の保守の記録に記載することを指示する。

るまでに新替えし、船舶検査手帳の保守の記録に記載することを指示する。

ー5. イーパワー、レーダートランスポンダーの電池(サービステーションによる取替)

(a) 有効期限が6ヶ月未満は新替えすること。

(b) 6ヶ月以上残っているものについては、次回検査基準日(検査ウインド)までに有効期限が切れるものは、今回新替えするか、有効期限が切れた時点で新替えするか、船主が判断し、今回新替えしない場合は、検査手帳に有効期限が切れるまでに新替えし、船舶検査手帳の保守の記録に記載することを指示する。